

さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）規約第6条第12項の規定に基づき、協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 議長は、会議を開催する会議場の都合により傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴の手続)

第3条 一般傍聴人は、一般傍聴人受付簿（様式第1号）に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 報道関係者は、報道関係者受付簿（様式第2号）に報道機関の住所、名称及び傍聴しようとする者の氏名を記入しなければならない。

3 前条2項の規定により一般傍聴人の数を制限したときは、先着順で一般傍聴人を決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 人に危害を加える恐れのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがある者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑その他会議の妨害となる行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ議長の承認を受けなければならない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、規約第6条第9項ただし書の規定により会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月25日から施行する。